

起案 大正十五年四月十六日

伺

常設委員会ノ決議ニ基ク外濠そとぼりノ蓮根そ其ノ他ノ生産物しもたばたまち払下ニ付、下田端町
■■■■トノ間ニ左案ノ通り払下契約締結可然哉しかるべきや

記

互換證書

高田市所有ノ高田市高田城町地内池沼ノ蓮根、蓮花、蓮実ノ払下ニ付

高田市卜高田市下田端町■■■■番地■■■■トノ間ニ高田市ヲ甲トシ

■■■■ヲ乙トシテ左ノ条項ヲ契約ス

第一條 蓮根其ノ他ノ払下物件ノ採取区域ハ別紙図面ノ通りトス

第二條 払下代金いちハ壹ケ年さん金參百五拾円トス

第三條 払下期間ハ大正十五年四月ヨリ大正十七年三月迄ニケ年間トス

但 採取期間ハ毎年蓮根ニ在リテハ開花前及蓮花、蓮実採取后ごトシ
蓮花ハ開花ノ時、蓮実ハ成熟ノ時トス

第四條 乙ニ於テ蓮根ノ採取ヲ開始セムトスルトキハ 豫あらかじメ其旨甲ニ届出
甲ノ承認ヲ経タル后ニ於テ採取シ採取終了ノ曉キニハ直チニ其旨
甲ニ届出ツルモノトス

第五條 第二條ノ払下代金ハ毎年蓮根採取着手届出ト全時ニ完納スルモノト
ス 但シ払下代金ヲ完納セサル場合ハ採取ヲ許サヽルモノトス

第六條 蓮根ノ採取ニ付テハ再ヒ発芽ヲ妨ケサル程度ニ整一採取スルモノトス
第七條 乙力過度又ハ不整一採取ノ結果翌年ノ発芽ヲ害シ又ハ根絶セシメタ
ル場合ハ其部分ニ対シ甲ノ指示ニ従ヒ乙ノ費用ヲ以テ補植スルモノ

トス 其ノ補植部分ノ発芽セサル場合亦同シまた

第八條 乙ハ本契約ノ義務履行ヲ担保スル為メ現金た若クハ公債其ノ他ノ債券
ヲ以テ百五拾円ヲ甲ニ提供シ置クモノトス 但 公債ハ額面通りト
シ社債券ハ契約当時ノ時価ニ依リ換算スルモノトス

第九條 前項ノ担保金ハ本契約ノ義務ヲ完全ニ履行セシコトヲ甲ニ於テ認定シ

タルトキ之レヲ還付スルモノトス

第十條 乙ハ甲所有ノ土地及其ノ他ノ土地ニシテ從來池水ヲ利用シ灌溉ノ便ヲ得タル稻田ノ利ヲ害セサルモノトス

第十一條 乙力蓮根其ノ他ノ採取ニ当リ市有土地ノ形質ヲ変更又ハ毀損シタル場合ハ直チニ甲ニ届出テ甲ノ指示ニ從ヒ補修スルモノトス

第十二條 払下代金ハ払下期間中事由ノ如何ヲ問ハス増減セサルモノトス

第十三條 乙ハ第七條、第十條、第十一條ノ義務ヲ怠リタルトキハ何等ノ手續キヲモ用ヘス乙ノ費用ヲ以テ甲ニ於テ執行シ若クハ第三者ヲシテ執行セシムルモノトス

乙ハ前項ノ執行方法及費用ニ付テハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十四條 甲ハ左記各号ノ一二該当スル事実アルトキハ何等ノ補償ヲ為スコトナク本契約ヲ解除シ既納ノ払下代金及保証金ハ市ノ所得トス

(イ) 乙ノ行為ニシテ本契約條項ニ違反シタルトキ

(ロ) 乙ガ完全ニ本契約ヲ履行シ能ハサルトキ

第十五條 乙ハ甲ノ承諾ヲ得ルニ非ラサレバ本契約ノ權利ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得サルモノトス

右契約ヲ確守スル為メ正本式通ヲ作製シ相互署名捺印シ各一本ヲ保有ス

大正十五年四月十六日

売 払 人 高 田 市

右 代 表 者 高 田 市 長 川 合 直 次

印

払 受 人

■■■■■■■■■■

印

「昭和」二年十二月二十二日 保証金還付済」と鉛筆で付記あり



本文書に添付されていた「第1条」の「別紙図面」(部分)です。外濠が赤く色塗りされています。